自治体情報システムの標準化について

総務省

令和２年（2020年）11月24日(火)

総務省自治行政局行政経営支援室

辻川　和希

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和２年６月26日総理手交）

1. 基本的な認識

○ **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化
「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要

○ **新型コロナウイルス感染症**への対応を通じ、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

目指すべき地方行政の姿

地方行政のデジタル化（→2） → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進

公共私の連携（→3） / **地方公共団体の広域連携**（→4）
→ 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現
→ 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

地方議会（→5） → 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

2. 地方行政のデジタル化

✓ 従来の技術や慣習を前提とした行政体制を変革。Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ
✓ マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に。地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割はより重要に

① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化

- 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速/正確に行政サービスを享受するために不可欠
- 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を推進

② 地方公共団体の情報システムの標準化

- 国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用

③ AI等の活用

- 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援
幅広く活用すべき技術の全国利用を促進

④ 人材面の対応

- 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援

⑤ データ利活用と個人情報保護制度

- 官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和２年６月26日総理手交）

3. 公共私の連携

✓ 住民に必要なサービスを確保していくため、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会の多様な担い手の連携が重要に

① 連携・協働のプラットフォーム構築

- 地域の多様な主体の連携・協働のプラットフォームを市町村が構築
- 民間人材と地方公務員の交流環境の整備
  （例：多様な任用形態・兼業許可の活用等）

② 地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化

- 地域課題への取組を行う地縁法人制度として、認可地縁団体制度（自治会による不動産保有のための法人制度）を再構築
- 市町村は、共助の担い手に人材・資金・ノウハウ等を支援
  （例：地域運営組織・集落ネットワーク圏、地域おこし協力隊・企業人）

4. 地方公共団体の広域連携

広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

✓ 地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりなどのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要

① 市町村連携の課題への対応

- 定住自立圏、連携中枢都市圏等の市町村連携の取組を深化
  - ✓ 連携計画の作成等の役割を担う市町村と、他の市町村による連携施策のPDCAサイクルの整備
  - ✓ 公共私連携の強化のため、共私からの意見聴取・提案検討
  - ✓ 市町村連携を前提として、都道府県からの積極的な事務移譲

  が重要

  ※法制度化には、関係者と十分な意見調整が必要

② 都道府県による市町村の補完・支援体制の強化

- 多様な市町村の現状を踏まえ、きめ細やかな都道府県による補完・支援が必要
- 市町村から都道府県に役割分担の協議を要請する仕組みも検討

③ 多様な連携による生活機能の確保

- 多様な市町村間の広域連携により住民の生活機能を確保(関係市町村に適切に財政措置)

都道府県の区域を越えた連携

✓ 広域課題への対応には、都道府県間の一層緊密な協力関係が必要に

都道府県の区域を越えた広域課題への対応

- 大規模な災害や感染症への対応など、都道府県を越えた広域的な課題に対し、都道府県相互の協力関係の構築が必要
- 人口の移動が特に多い東京圏では、国も連携し、継続的に協力・調整を行う体制の構築が必要

5. 地方議会

✓ 資源制約に伴って合意形成が困難な課題が増大する中、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である地方議会に、より多様な層の住民が参画できるようにすることが必要

【無投票当選者割合】
都道府県26.9%、指定都市 3.4%、市 2.7%、町村23.3%

① 請負禁止の緩和

- 禁止される請負の範囲の明確化等（個人の請負の一部緩和も検討）

② 立候補環境の整備

- 立候補に伴う不利益取扱いを禁止

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ

1　デジタル社会実現に向けたIT総合戦略本部の推進体制

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）

※ 設置根拠 IT基本法第25条

本部長：内閣総理大臣
副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣
本部員：本部長・副本部長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

デジタル・ガバメント閣僚会議

※ 設置根拠 IT総合戦略本部長決定

議長：内閣総理大臣
副議長：内閣官房長官、IT政策担当大臣、総務大臣
構成員：行政改革担当、内閣府特命担当(防災)、国家公安委員会委員長、法務、外務、財務、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通の各大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ

主査：内閣官房副長官補（内政担当）
構成員：
安宅和人（慶應義塾大学環境情報学部教授／ヤフー株式会社CSO）
太田直樹（株式会社New Stories 代表取締役）
楠正憲（Japan Digital Design 株式会社CTO）
齋藤洋平（フューチャー株式会社取締役CTO）
庄司昌彦（武蔵大学社会学部教授）
森信茂樹（東京財団政策研究所研究主幹）

内閣官房（情報通信技術（IT）総合戦略室、番号制度推進室）、総務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省

第3回ワーキンググループ（令和2年9月25日）
＜主な出席者＞
菅内閣総理大臣
加藤内閣官房長官
平井IT・番号担当大臣
武田総務大臣
坂井官房副長官
岡田官房副長官
杉田官房副長官
和泉内閣総理大臣補佐官

2　マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて　―課題の整理―（令和２年６月30日）

新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえれば、緊急時におけるより迅速・確実な政府サービスの供給の実現が早急に求められており、また、フリーターを含めたセーフティネットも求められている。さらに、今後の我が国の成長力や国際競争力を維持するためには、今後5年間、集中的に、行政を含むあらゆる分野において、マイナンバー制度を基盤として、データ・AI を最大限利活用できるシステムへの変革に取り組むことが重要である。

こうした観点から、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善が必要であり、以下の課題について本WG を中心に検討を進め、年内に、新たな工程表を策定し、できるものから実行に移していくとともに、マイナンバーカードの交付想定を踏まえ、マイナンバーカードの取得促進を加速する。

1. マイナンバーカードの利便性の抜本的向上（7項目）
2. マイナンバーカードの取得促進（5項目）
3. マイナンバー制度の利活用範囲の拡大（4項目）
4. 国と地方を通じたデジタル基盤の構築（10項目）
   - 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策
5. マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化（7項目）

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けてー課題の整理ー①

令和2年6月30日 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG資料

新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえれば、緊急時におけるより迅速・確実な政府サービスの供給の実現が早急に求められており、また、フリーターを含めたセーフティネットも求められている。さらに、今後の我が国の成長力や国際競争力を維持するためには、今後5年間、集中的に、行政を含むあらゆる分野において、マイナンバー制度を基盤として、データ・AIを最大限利活用できるシステムへの変革に取り組むことが重要である。

こうした観点から、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善が必要であり、以下の課題について本WGを中心に検討を進め、年内に、新たな工程表を策定し、できるものから実行に移していくとともに、マイナンバーカードの交付想定を踏まえ、マイナンバーカードの取得促進を加速する。

1. マイナンバーカードの利便性の抜本的向上

- 国民のデジタル活用度に応じた多様な手段（地域の支援体制、オンライン処理等）の確保
- カード機能（公的個人認証サービス）の抜本的改善（スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐づけ等）
- マイナポータルなどのUX（ユーザー・エクスペリエンス）・UI（ユーザー・インターフェース）の最適化
- 民間利用の拡大（マイナポイントの官民連携、民間サービスとの連結等）
- 生体認証などの暗証番号に依存しない認証の仕組みの検討
- 本人同意に基づく基本4情報等の提供の検討
- マイナポータルをハブとしたデジタル・セーフティネット構築（民間情報と電子申請等の連携、税（所得情報）と社会保障の連携等）の検討

2. マイナンバーカードの取得促進

- カードの発行・更新等が可能な場所（申請サポートを含む。）の充実（郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等）
- 未取得者へのQRコード付きのマイナンバーカード申請書の送付とオンライン申請の勧奨
- 市町村国保や後期高齢者医療制度等の健康保険証更新時のカード申請書の同時送付
- マイナポイント、行政手続の優先処理などインセンティブとの有効な組み合わせ
- マイナンバーカード取得者の増加に伴うマイナポータル認証機能やカード生産・管理体制の強化

3. マイナンバー制度の利活用範囲の拡大

- 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討
- 教育：学校健診データの保管、GIGAスクールにおける認証手段等の検討
- 金融：公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込（マネロン対策・特殊詐欺対策）、預貯金付番の在り方の検討
- 各種免許・国家資格等：運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けてー課題の整理ー②

4. 国と地方を通じたデジタル基盤の構築

- マイナンバー関連システム（マイナンバー管理システム、マイナポータル等）、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータルデザイン
- 民間との相互連携の強化（API利用の促進）・官民接続基盤の整備（携帯会社、会計ソフト、金融機関等）・民間の顧客サービスにマイナンバー制度が活用しやすいシステムの構築
- 自治体の業務システムの統一・標準化の加速策
- オンラインによる手続きの完結、即日給付、オンライン手続きにおける「世帯」の扱い、多様な住民サービス等に対応したシステム環境整備
- デジタル・ガバメントに係る新規施策の先進自治体等を通じた実証と段階的な展開
- クラウドやオープン・イノベーションの活用、システムの内製化等によるコストパフォーマンスの実現
- 病床管理、感染症情報、災害情報等の全国のリアルタイムの情報基盤の整備と公的な数量データのFAX等の利用の見直し
- マイナンバーカードを活用した自治体と住民による情報の相互活用（健康情報、電力使用量等）
- 固定資産課税台帳とその他の土地に関する各種台帳等の情報連携等の検討
- 国と地方の申請受付システム等の一元化や国と地方の役割分担の見直しの検討

5. マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化

- 国・地方のデジタル基盤構築とIT戦略推進体制の強化・IT人材採用の増強
- カードの発行・運営体制の抜本的強化（JLISの体制強化、専門性向上、国の関与等）
- 24時間365日、安定稼働できる仕組み
- システムリスク管理の強化（リリースプロセスの確立、品質管理の強化等）
- 情報セキュリティや個人情報保護の強化・ルールの標準化
- 海外でも利用可能となるように、マイナンバーカードへの日本国政府、西暦、ローマ字の表記、読み仮名の法制化等の検討
- 国の情報システム関係予算・調達等の一元化の加速化、地方を含めた検討

システム標準化に関する政府の戦略等への掲載

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和２年７月１７日閣議決定）

第３章 「新たな日常」の実現

１．「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備　（デジタル・ニューディール）

（１）次世代型行政サービスの強力な推進　－ デジタル・ガバメントの断行

③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進するため、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行う。地方自治体の基幹系業務システムの統一・標準化について関係府省庁は内閣官房の下この１年間で集中的に取組を進める。年内に標準を設ける対象事務の特定と工程化を行う。

「成長戦略フォローアップ」（令和２年７月１７日閣議決定）

６．個別分野の取組

（２）新たに講ずべき具体的施策

ⅲ）スマート公共サービス

②地方公共団体のデジタル化の推進

地方自治体の情報システムをより広域的なクラウドに移行するためには、各地方自治体が行っている情報システムのカスタマイズを無くすことが重要であり、国が主導して進めている標準化の取組を着実に進めるとともに、**システムの機能要件等について法令に根拠を持つ標準を設けることとすべきであるとする地方制度調査会の答申**を踏まえ、関係府省庁が連携して、セキュリティの基準を含め、**情報システムの標準化について総合的な対応を検討し、早期に結論を得る。**

「新経済・財政再生計画改革工程表2019」（令和元年12月19日　経済財政諮問会議決定）
「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日　閣議決定）

- 内閣府、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、2020 年度（令和２年度）に、部内の検討体制を整備の上、市町村が情報システムを構築している地域情報プラットフォーム標準仕様又は中間標準レイアウト仕様で示されている業務（**児童手当（内閣府）、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省）**）について、**業務プロセス・情報システムの標準化に向け市町村の業務プロセスや情報システムのカスタマイズ状況等についての調査を行う**。上記の作業を踏まえ、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に**業務プロセス・情報システムの標準化を進める**。
- すでに検討に着手している**住民記録システムについては、夏頃までに地方自治体関係者などと、標準的な機能や様式等を盛り込んだ標準仕様書を作成**する。住民記録システムが他の基幹系システムの基礎となるため、普及策や他システムとの連携方策も検討する。
- **国が主導して情報システムの標準化を進めるため**、総務省は、地方制度調査会における地方自治制度との関係を含めた議論などを踏まえ、関係府省庁と連携して、**法制上の措置も視野に、必要な検討**を行う。

「自治体システム等標準化検討会」について

○　住民基本台帳分野における自治体の情報システムや様式・帳票の標準化について、自治体、事業者及び国が具体的な検討を行う「自治体システム等標準化検討会」を令和元年８月から開催。

検討会の構成

- ✓ 構成員　：　自治体の住民記録システム等担当者、全国知事会、全国市長会、全国町村会、J-LIS、APPLIC、有識者、総務省
- ✓ 準構成員・オブザーバ　：　システムベンダ

検討内容

✓ 住民記録システムの標準的な機能要件、様式・帳票要件等により構成される標準仕様書の作成

・仕様書の対象自治体は全ての市区町村

・①カスタマイズを原則不要とする、②ベンダ間での円滑なシステム更改の実現、③自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備が目的

⇨ 複数のベンダが広域クラウド(※)上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿を目指す。

(※)近隣自治体にとどまらない全国規模のクラウド

▶ 第4回検討会（令和2年9月4日開催）にて、住民記録システム標準仕様書【第1.0版】について取りまとめ。（9月11日に公表）

▶ 令和2年度からは、税務システムの標準化についても検討。

情報システムの標準化イメージ

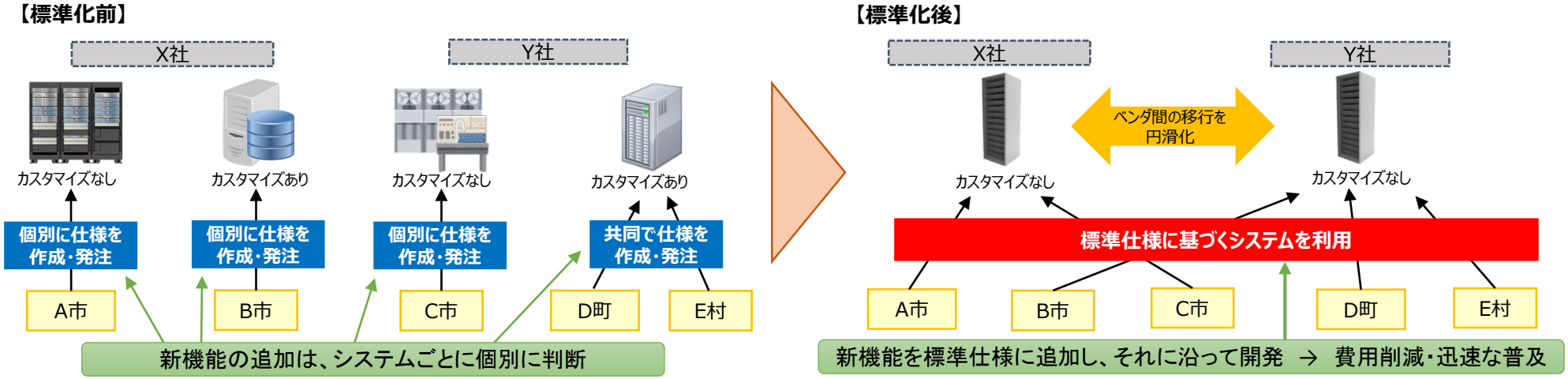

住民記録システム標準仕様書［第1.0版］（概要）

自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）取りまとめ　（令和２年９月１１日　公表）

本仕様書の目指す姿、目的、対象等

目指す姿

・複数のベンダが広域クラウド（全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供

・各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、発注・維持管理や制度改正対応の負担がほとんどなく、業務を実施可能

目　的

・カスタマイズを原則不要にする
・ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする
・自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う

⇒人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上

対　象

・全ての市区町村
（指定都市、中核市等、一般市区町村（人口20万未満）の区分に応じて異なる要件を設定している項目もある）

標準準拠の基準

・実装すべき機能は実装が必要、実装してもしなくても良い機能は選択可能で、それ以外の機能は実装しないことが必要

想定する利用方法

・本仕様書に準拠していることを要件に付すだけで、システムの調達が可能となることを想定

改　定

・制度改正、自治体等による機能改善の提案、新たな技術開発等があった場合には、仕様書の改定を想定

本仕様書の構成とポイント

第１章　本仕様書について
▹本仕様書の目指す姿、目的、対象、標準準拠の基準、想定する利用方法、改定等を明示

第２章　業務フロー等
▹本仕様書の機能要件に対応したモデル的な業務フローを掲載

第３章　機能要件
▹住民記録システムが管理する住民データ等の項目を統一
▹転入・転出などの異動処理のための機能を統一
▹除票用データベースのレイアウトを統一
▹汎用的なデータ抽出機能により様々な統計ニーズへ対応
▹CSV形式でのデータ取り込みによる窓口事務の効率化　等

第４章　様式・帳票要件
▹システムから出力される様式・帳票のレイアウトの統一

第５章　データ要件
▹データ移行や庁内他システムとの連携の円滑化（文字情報基盤文字の活用）

第６章　非機能要件
▹セキュリティ、運用・保守、可用性等について、「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室及び総務省）に従うことを基本とする

第７章　用語
▹本仕様書で使用される用語を定義

＜参考１＞自治体システム等標準化検討会（住民記録システム等標準化検討会）

検討会の構成

＜構成員＞

庄司　昌彦　武蔵大学社会学部教授（座長）
後藤　省二　株式会社地域情報化研究所代表取締役社長（分科会長）
渡邉　康之　筑西市企画部情報政策課係長
岡田　寿史　前橋市政策部情報政策課長
摩尼　　真　町田市財務部市民税課担当課長
坪田　充博　日野市総務部情報システム課長
福田　達夫　藤沢市総務部IT推進課長
山澤　浩幸　三条市総務部情報管理課長
金泉　嘉昭　出雲崎町町民課長
倉田　　司　飯田市市民協働環境部市民課長
野口　泰弘　神戸市市民参画推進局住民課システム担当係長（～R2.3）
西海　貴俊　神戸市行財政局住民課システム担当係長（R2.4～）
鎌田　英希　倉敷市企画財政局企画財政部副参事兼情報政策課長
津留　　薫　久留米市市民文化部市民課課長補佐
福永　浩二　大崎町住民環境課課長補佐
林　　博孝　神奈川県町村情報システム共同事業組合主幹
川島　正治　全国知事会調査第一部長
内村　義和　全国市長会行政部長
小出　太朗　全国町村会行政部長
樋口　浩司　地方公共団体情報システム機構
　　住民基本台帳ネットワークシステム全国センター長
佐藤　勝己　地方公共団体情報システム機構研究開発部長
吉本　明平　一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部担当部長
三木　浩平　内閣官房情報通信技術総合戦略室政府CIO補佐官
三橋　一彦　総務省自治行政局住民制度課長
植田　昌也　総務省自治行政局市町村課長（R2.7まで行政経営支援室長）
田中　良斉　総務省自治行政局行政経営支援室長（R2.7～）
神門　純一　総務省自治行政局地域情報政策室長
磯　　寿生　総務省情報流通行政局地域通信振興課長（～R2.7）
金澤　直樹　総務省情報流通行政局地域通信振興課長（R2.7～）
大森　一顕　総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（～R2.7）
中溝　和孝　総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（R2.7～）

※下線は分科会の構成員

＜準構成員＞

長友　　悟　株式会社RKKコンピューターサービス
　　公共システム本部東日本システム部次長
小下　己鶴　Gcomホールディングス株式会社
　　地方行政経営研究所課長
松下　邦彦　株式会社TKC　地方公共団体事業部
　　システム企画本部部長
竹前　　久　株式会社電算　公共開発本部
　　公共ソリューション１部主任
藤野　正則　日本電気株式会社　公共システム開発本部
　　プロジェクトマネージャー
矢留　宏治　株式会社日立システムズ公共・社会事業企画本部本部長
大村　周久　富士通株式会社　行政ソリューション事業本部部長

＜その他＞

構成員・準構成員の他、住民記録システムを自治体に対して提供している事業者が広くオブザーバとして検討会に参加。

＜参考２＞開催実績等

第１回検討会（令和元年８月２６日）
○標準化についてのこれまでの議論等
○スケジュール

第１回分科会（令和元年９月１３日）
○「自治体システム等標準化検討会」スケジュールに関すること
○事例に関すること
○住民基本台帳法令に係る様式・帳票一覧の確認

第２回分科会（令和元年９月２５日）
○事業者ヒアリング取りまとめ

第３回分科会（令和元年１０月１７日）
○システムの機能の主要論点に関する意見交換
○標準化のニーズの高い様式・帳票に関する意見交換
○用法が異なりうる用語に関する意見交換

第４回分科会（令和元年１０月３１日）
○総論（標準仕様書の範囲と作成の進め方）に関する意見交換
○各論に関する意見交換

第５回分科会（令和元年１１月１５日）
○総論（標準仕様書の範囲と作成の進め方）のまとめ
○機能要件に係る主要な論点（５論点）のまとめ
○様式・帳票（２様式）に関する標準項目のまとめ

第２回検討会（令和元年１２月４日）
○標準仕様書の範囲と作成の進め方

第１回全国照会（令和元年１２月１６日～１２月２７日）
○標準仕様書案作成に向けた方針案について
・全市区町村、準構成員、オブザーバへ意見照会

第６回分科会（令和２年１月８日）
○総論（標準仕様書の範囲と作成の進め方）の確認
○各論に関する意見交換

第７回分科会（令和２年１月２８日）
○機能要件に関する意見交換
○様式・帳票に関する意見交換

第８回分科会（令和２年３月１６日）
○標準仕様書案に関する意見交換
○住民記録システムに標準機能として実装すべき統計機能に関する意見交換
○自治体の情報システムの標準化に係る政府の動向に関する意見交換

第３回検討会（令和２年５月１８日）
○標準仕様書案について
○第２回全国照会について

第２回全国照会（令和２年６月１０日～６月３０日）
○標準仕様書案について
・全市区町村、準構成員、オブザーバへ意見照会

第４回検討会（令和２年９月４日）
○標準仕様書案について（取りまとめ）

自治体の業務システムの統一・標準化の加速策について

9/25マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG総務省提出資料

加速策の方向性

● 現在、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム（基幹系情報システム）の標準仕様を、関係府省で作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。このプロセスを**「法制化」**するとともに、**「目標時期を設定」**することで、自治体の業務システムの統一・標準化を加速化する。

【法制化】

○ 骨太の方針2020に基づき、自治体の情報システムの標準化を実効的に推進するため、**法制上の措置**を講じた上で、国が財源面を含め主導的な支援を行う。

○ 具体的には、政令で定める**基幹系情報システム**について、**国が標準化のための基準（標準仕様から作成）を告示し、自治体に移行期間内に適合することを義務付けることを想定**。

【目標時期の設定】

○ 年末にとりまとめられる新たな工程表において**目標時期を予め設定**し、自治体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。

○ 具体的には、「地方公共団体の情報システムについても、地方自治体の自主性を尊重しながら、システム基盤の統合を進め、全ての自治体で住民の利便性向上の観点から、共通的なサービスを提供できるような仕組みを今後5年間で実現していく」（令和2年7月15日　高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）・官民データ活用推進戦略会議合同会議）との方針を踏まえ、**2025年度までに標準化のための基準に適合したシステム（標準準拠システム）への移行を目指すことを検討**。

加速化を実現するための前提

【目標時期の特例】

○ 標準化の対象事務や自治体ごとに情報システムの実情が多様であるため、**自治体の意見を丁寧に聴くことが重要**であり、真にやむを得ない場合において、**目標時期の特例を認める仕組みを法制上設ける必要**。

【国による財政支援】

○ システム更新時期の前倒し等に対する契約変更や事業者への業務集中により、自治体において移行のための経費が増嵩していくことが見込まれることによる追加的負担の影響も考慮し、**国が財源面を含め主導的な支援を行う**。

地方公共団体の情報システムの標準化に関する法制化について(素案)

趣　旨

○　住民記録システムなど、地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム(基幹系情報システム)は、事務の処理の大半が法令で定められているが、地方公共団体が利便性等の観点から個別に機能のカスタマイズ等を行っており、その結果、

- 維持管理や制度改正時の改修等において**地方公共団体は個別対応を余儀なくされ、負担**が大きい
- **情報システムの差異の調整が負担**となり、クラウドによる共同利用が円滑に進まない
- 住民サービスを向上させる最適な取組みを、**迅速に全国へ普及させることが難しい**　　等の課題が生じている。

○　こうした課題を解決するため、地方公共団体の基幹系情報システムについての基準(標準仕様)を策定し、地方公共団体に当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組みを構築し、**地方公共団体の情報システムの標準化を実効的に推進。**

素　案

①対象となる情報システムの範囲

- 法律の定めるところにより住民に関する事務を処理する場合及び当該事務に密接に関連する事務を処理する場合に地方公共団体が利用する情報システム
  ※　住民記録システムをはじめとする基幹系情報システム

②国による基本方針の作成

- 政府は、①の情報システムのうち政令で定める事務の処理に利用する情報システムについて、基本方針を作成(閣議決定)
  ▷標準化に関する基本的な方針、目標
  ▷文字、サイバーセキュリティ等各情報システムに共通の事項
  ▷標準化のための基準の策定の方法及び期間　等
- 総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針案を作成

③情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、②の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準を告示
- 総務大臣は、文字、サイバーセキュリティ等各情報システムに共通の事項の基準を告示
- 策定時に地方公共団体の意見反映のための措置を実施

④基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が②の事務の処理に利用する情報システムは、移行期間内に、基準に適合することが必要
- ②の事務以外の事務を、②の事務と一体的に処理することが効率的・効果的である場合に、基準適合システムの機能等に最低限度必要な改変・追加が可能

⑤ その他の措置

- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

※「デジタル庁」が創設された場合の役割分担は別途調整

参考

デジタル社会実現に向けたIT総合戦略本部の推進体制

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（ＩＴ総合戦略本部）

※ 設置根拠：IT基本法 第25条
本 部 長 ： 内閣総理大臣
副本部長： デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣
本 部 ：本部長･副本部長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

官民データ活用推進戦略会議

※ 設置根拠：官民データ活用推進基本法 第20条
議 長：内閣総理大臣
副議長：デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣
議 員：議長･副議長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

合同会議

新戦略推進専門調査会

※ 設置根拠：IT総合戦略本部決定
会 長：内閣情報通信政策監(政府CIO)
委 員：有識者(13名)
※本調査会の有識者は、官民データ活用推進基本計画実行委員会委員を兼任

官民データ活用推進基本計画実行委員会

※ 設置根拠：官民データ活用推進戦略会議長決定
会 長：村井純 慶應義塾大学教授
委 員：有識者(21名)、行政機関職員

- 地方の官民データ活用推進計画に関する委員会
- EBPM推進委員会
- 道路交通WG
  - 自動運転に係る制度整備大綱SWG
- オープンデータWG
- データ流通･活用WG
- 港湾の電子化（サイバーポート）推進委員会
- 5Gと交通信号機との連携によるトラステッドネットの全国展開に向けた関係府省等連絡会議

デジタル･ガバメント分科会

座長：森田朗 津田塾大学総合政策学部教授
※新戦略推進専門調査会委員を兼任

デジタル･ガバメント閣僚会議

※ 設置根拠：IT総合戦略本部長決定
議 長：**内閣総理大臣**
副議長：内閣官房長官、デジタル改革担当大臣
構成員：議長、副議長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG

主 査：内閣官房副長官補（内政担当）
構成員：有識者６名、行政機関職員

デジタル改革関連法案WG

座長：**村井 純 慶応大学教授**
構成員：**有識者9名**、行政機関職員

作業部会

座長：**内閣官房副長官**
構成員：**行政機関職員**

データ戦略タスクフォース

主査：**内閣総理大臣補佐官**
構成員：**有識者11名**、行政機関職員

※第1回デジタル改革関連法案WG（令和2年10月15日）資料抜粋